

役員を選任について

敬称略

平成 30 年 3 月 31 日に猪野喜久雄 前会長が退任され、その後は東金市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定により、川嶋 正明 副会長に職務を代理していただいたが、改めて、同条項第 2 項の規定により会長を選出したい。

< 選 出 >

役 員	氏 名	交通会議在任時の役職	備 考
会 長			委員互選
副 会 長	川 嶋 正 明	社会福祉協議会 会長	

東金市地域公共交通会議設置要綱【抜粋】 -----
(会長及び副会長)

第 6 条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、第 4 条に規定する委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
-